

Rotary Yoneyama Memorial Foundation

公益財団法人 ローター米山記念奨学会

2027 学年度 ロータリー米山記念奨学生募集要項

日本の大学・大学院在籍者対象

公益財団法人 ローター米山記念奨学会は

日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を主な財源として
勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し
奨学金を支給し支援する、民間最大の国際奨学団体です。

ロータリークラブとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905 年アメリカ・シカゴで発足し、今では 200 以上の国と地域に広まり、クラブ数 36,824、会員数 1,170,185 名(2026 年 6 月 17 日 RI 公式発表)に成長しています。日本では 1920 年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数 2,173 会員数 83,716 名(2026 年 6 月 17 日 RI 公式発表)に達しています。

I はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との架け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのため求められる奨学生の資質は①学業、②異文化理解、および③コミュニケーション能力における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- | | |
|--------------|--|
| ①学業 | 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。 |
| ②異文化理解 | 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。 |
| ③コミュニケーション能力 | 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。 |

2 特長

当財団の奨学金は、日本全国のロータリークラブ会員からの寄付を財源とする給付型奨学金であり、経済的支援に加え、ロータリークラブによる世話クラブ制度およびカウンセラー制度があるのが特長です。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との交流を通じて、国際・文化交流および相互理解を深めるとともに、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 奨学期間終了後も続くネットワーク(学友会活動)

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友(元米山奨学生)同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に33団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマー、ベトナムにあります。

Ⅱ ロータリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1 約 8 万人のロータリアンが支援

ロータリー米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952 年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967 年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリー米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012 年 1 月 4 日をもって公益法人へ移行しました。ロータリー米山記念奨学金は日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868－1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16 歳の時、静岡県長の長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20 歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）、ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で 8 年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

3 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く 1952 年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”の理解を促すことを願って募金が始められました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの合同事業として発展しました。

設立以来、累計で奨学金支給者数 2 万 5 千人を超え、国籍別では 136 の国と地域となりました。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。
人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

Ⅲ 2027 学年度 学部・修士・博士課程ロータリー米山記念奨学生募集要項

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、留学生奨学金担当者（以下「学校担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは 34 地区で組織・構成され、各地区に選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、8 月初旬に公表される。指定校から推薦を受けた応募者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなし、その在籍校からの推薦が必要となる。また、複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。いずれも指定校になっていることが条件となる。

2 募集人員

新規採用約 630 名（新規採用は継続者の辞退により変動がある）

3 対象

以下の項目に該当する者とする。ただし、平日夜間および土日のみの授業又は通信教育課程を受講する者は対象外とする。

- ① 2027 年 4 月に、文部科学省が所管する日本の大学・大学院に在籍する外国人留学生、又は当会が指定する日本に所在する教育・研究機関に在籍の外国人留学生であること。＊
- ② 日本において、大学・大学院の学位取得を目的としている者。
- ③ 長期履修学生制度の学生、研修生・研究生・短期留学生等の非正規学生でないこと。
- ④ 奨学金採用年の 4 月から、学校卒業までの在籍期間が標準修業年限で 6 か月以上であること。

＊ 学校教育法上の大学・大学院以外の教育研究機関等に在籍する者であっても、その課程が、学校教育法施行規則またはその関係法令により、我が国の大学の学部課程、大学院の修士課程・博士課程に相当する課程として扱われる場合や、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において、大学の学部課程、大学院の修士課程・博士課程に相当する水準の教育を行っている認定された場合など、当会が相当と認めて指定したときは、大学又は大学院に準じて扱い、応募資格を認めることがある。

この場合、当該課程は、本要項に定める大学の学部課程、大学院の修士課程又は博士課程に準じて取り扱う。

4 応募資格

以下の (1) ～ (5) の項目に該当する者とする。

(1) 国籍とビザについて

- ① 採用年の 4 月に日本以外の国籍を有する者。日本国籍を含まない重国籍および無国籍は日本以外の国籍とみなす。
- ② 採用年の 4 月に、勉学または研究のための在留資格「留学」で日本に在留している者、または日本の大学に在学中で法務大臣から「難民」の認定を受けている者、「避難民」の認定を受けている者で日本に在留している者とする。

※条件付き応募について：応募段階で、前述に該当せず変更予定の場合は、2027 年 3 月 25 日までに、変更後の在留カードまたは特定在留カード（PDF データ）を提出することを条件に応募できる。

(2) 指定校推薦制度

指定校は、地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、当会が承認をする。申込者は、指定校に 2027 年 4 月に在籍、進学、編入し（連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなす）、その指定校の推薦を受けた者。複数キャン

パスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる指定校は文部科学省が所管する大学又は当会が指定する日本に所在する教育・研究機関を対象とする。入学、編入学を予定し、複数の学校を併願している場合は、1つの大学からの推薦のみ受け付ける。同一の申込者が、指定校推薦制度と海外応募者対象奨学金制度の双方に申請することは認めない。

(3) 在籍課程・学年

学 部 課 程 2027年4月に学部課程 3・4 年(医・歯・獣医学部は 5・6 年)に在籍する者には、応募資格がある。

大学院修士課程 2027年4月に修士課程 1・2 年に在籍する者には、応募資格がある。

大学院博士課程 2027年4月に博士課程 2・3 年(医・歯・獣医学系博士課程は 3・4 年)に在籍する者には、応募資格がある。

※ 上記と同等とみなされる課程・学年在籍者に応募資格を与える。

※ 修士課程 3 年制、法科大学院、専門職大学院、薬学部、薬学研究科、医学系「工学」専攻などは、修業年限によって対象学年が異なる場合がある。

※ 留年により、申請書にある4月の課程、学年から変更となる場合は申込資格を失う。飛び級の予定があるときは、その飛び級後の課程、学年で申請すること。

※ 入学または編入学を予定し、複数の学部・研究科を受験している場合であっても、当財団への奨学金申込時に申告した学部・研究科から変更が生じた場合は、応募資格を失うものとする。ただし、学科または専攻の変更はこの限りではない。

(4) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(5) 年 齢

1982 年 4 月 2 日以降に生まれた者（採用年の 4 月 1 日時点で 45 歳未満の者）。

(6) 他の機関からの奨学金等との二重受給の禁止

① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金など(以下「他奨学金」と表記)と同時に受けることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金・報奨金・賞金等、および学校による授業料免除(減額)、入学金免除(減額)またはそれに相当する学校の奨学金、研究に直接必要な費用のみを用途とする研究助成は他奨学金とみなさない。また、留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)は、他奨学金として併給を認めない。なお、申込時に、他奨学金を受給していても申し込みは可能であるが、予定する奨学期間に二重受給となる場合は、合格後にどちらか一方に選択する必要がある。

② 研究に直接必要な費用以外を含む研究助成もしくは、授業料免除(減額)、入学金の免除(減額)またはそれに相当する奨学金以外の学校の奨学金などは、受給額によって判断する。大学・大学院年額:57 万 6 千円未満(「留学生受入れ促進プログラム」旧文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額に満たない受給額)は併給を認める。それ以上は認めない。複数の受給がある場合は総額の受給額を対象とする。

③ 貸与型奨学金等、併給を認める。

④ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費は、二重受給とはみなさない。ただし、「確約書」で定

められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。

- ⑤ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

種 類	併給の有無
a. 他奨学金	× 金額に関係なく併給を認めない。 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）は、他奨学金とし、併給を認めない。
b. 地方自治体による全留学生対象の補助金・奨励金・奨学金	○併給を認める
c. 地方自治体による選ばれた者のみの補助金・奨励金・奨学金	× 併給を認めない
d. 学校による授業料免除・授業料減額、入学金免除、入学金減額 または相当する学校の奨学金	○併給を認める
e. 一時的な褒賞金・報奨金・賞金等	○併給を認める
f. 研究助成（研究に直接必要な費用のみ使途とする）	○併給を認める
g. d. e. f. にあたらない学校による研究助成、奨学金など	△年額受給費によって判断する。 ○金額＜57万6千円 ×金額≥57万6千円
h. 貸与型奨学金	○併給を認める。 返済義務が明確なものに関しては、給与するものではないとみなして、併給を認める。
i. ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費	○併給を認める。 「確約書」で定められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。

疫病、自然災害、政情不安等を事由とする有事の際の金銭的援助は、上記には該当しない場合がある。奨学会へお問い合わせください。

(7) 米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

(8) ロータリー米山記念奨学生の義務

以下、奨学生としての義務を果たせることが応募条件となる。

- ① 米山奨学生は、採用ロータリー地区に所在する指定された世話クラブの例会へ毎月1回以上出席する。
- ② 年2回、奨学生レポートを提出する。
- ③ 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をする。
- ④ その他、奨学生の「確約書」に記載されている確約事項を遵守する。

(9) 採用年度の4月以降に、出国・休学を予定する者について

奨学生は、出国、休学に関する規程により、出国、休学の日数に制限がある(確約書参照)。留学等の目的で、採用年度の4月以降に、制限の日数を超える出国、休学を予定する者は、奨学生の義務が果たせないものとみなし応募資格を認めない。応募時点で出国、休学を予定していない者は応募資格は認めるが、合格内定後の4月以降に制限の日数を超える出国、休学することを決めたときは、直ちに、奨学金を辞退する旨を届出しなければならない。4月に行われるオリエンテーションを受けて正式に奨学生になった後に制限以上の出国、休学を申し出た場合であっても、出国、休学の予定がオリエンテーション前に決定していたときは、採用が取り消され、支給された奨学金を遡って返還しなければならない。

5 奨学金額と奨学期間

(1) 奨学金額

奨 学 金 種 類	奨 学 金 額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額 10 万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額 14 万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	

学部・修士一貫制の場合は、最終2年間を対象とし、修了後修士号取得となるため、修士課程と同等の奨学金額とする。

(2) 奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ9、10月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される(終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある)。期間途中で課程を修了する場合はその修了年月で奨学期間が終了する。5年一貫制の博士課程の場合は、博士課程前期を修士課程、後期を博士課程とみなす。学部・修士一貫制の場合は、修業年限が大学により異なり、学部と修士の区分が不明瞭であることから、課程別に分けず、修業年限最終2年間を対象とする。

【4月入学】

2027年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年の場合	2年間	2027年4月	2029年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年の場合	1年間		2028年3月

【9・10月入学】

2027年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年の場合	9月入学:1年5(6)か月	2027年4月	9月入学:2028年8(9)月
	10月入学:1年6か月		10月入学:2028年9月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年の場合	9月入学:6か月		9月入学:2027年9月
	10月入学:6か月		10月入学:2027年9月

* 4月以外の入学の場合、奨学期間が短くなる。

* 休学した期間がある場合も、最長2年間の奨学期間となる。

(2) 必要書類と提出に際しての注意

申込書類は、以下の通り。申込者が手書きで日本語ですべて記入すること。記入は黒インク又は黒のボールペンではっきりとご記入ください。読み取れない場合は、その用紙が選考資料から外れます。

① 米山記念奨学生申込書

② 経歴書

③ 研究計画書（当会所定用紙使用）

800 字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。

テーマ：学部生「現在の学習・履修状況または計画」

大学院生「大学院での研究予定または現在までの研究状況」

※現在学部生でも、大学院への進学予定者は大学院生のテーマで記入すること。

※生成 AI の使用は不可とする。

④ 小論文（当会所定用紙使用）

800 字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。

テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」

※生成 AI の使用は不可とする。

7 選考試験

学内選考後、推薦された申込者で応募資格を満たす者は、12 月から翌年1月にかけて該当するロータリー地区が日本国内で実施する面接試験を受けなければならない。

- (1) 案内: 指定校担当者宛に、2026 年 11 月下旬～12 月下旬通知
※指定校担当者専用 Web 画面にて公表。地区によっては地区からも案内が発送される。
- (2) 対象者: 被推薦者全員。
- (3) 日程・場所 推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。
2026 年 12 月初旬～翌年 1 月末日の間に実施する。地区によって日時場所が異なり、学校担当者は専用 Web 画面から確認ができる。11 月中旬頃から報告の早い地区から順にアップデートしていく。被推薦者は、学校担当者から日時・場所などが伝えられる。
- (4) 選考試験について 面接試験。面接は原則として日本語で行われる。地区によって筆記試験を実施する場合がある。
※合格した場合の奨学期間内に、休学・留学を予定している場合は面接で申し出てください。
※連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受け通学している大学を在籍校とみなす。

8 選考結果発表

選考内定結果は、12 月中旬～2 月初旬頃に、**決定地区順に指定校担当者専用 Web 画面にて公表**すると共に、**3 月末までに合格結果が学校担当者あてに送付される**。複数の地区から推薦依頼があった学校には、地区ごとに通知が送付される。**学校担当者は、合格者に合格通知を配付する**。また、不合格者のみの学校へは郵送はせず、メールにて **3 月末までに不合格を連絡する**。

結果発表後、合格内定者は、3 月 1 日までに Web 上で奨学金を受給する旨の回答と連絡先などの登録を行う。Web 上の登録方法は、Web での合格内定公表の際、案内する。「辞退届」は、原則 3 月 1 日までに提出しなければならない。事情により 3 月 1 日時点で辞退するかどうか未定の場合は、一旦、受給する旨の回答と連絡先などの登録を行うものとし、辞退することを決定したら、速やかに奨学会に「辞退届」を提出する。なお、地区内で合格者（または合格内定者）が辞退した場合、4 月に開催される地区のオリエンテーションに出席できる補欠者から繰り上げて合格者（または合格内定者）とする。合格者（または合格内定者）は、オリエンテーションに出席できなければ無資格とする。

* 可否に関する問い合わせには、一切答えない。

* 応募資格、応募方法に関する問い合わせは、以下奨学会までご連絡ください。指定校担当者専用 Web 画面にある「学内選考の目安」に関しては地区へお問い合わせください。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

Tel (03) 3434-8681 Fax (03) 3578-8281

メール gakumu@rotary-yoneyama.or.jp

申し込みから採用までのQ & A

Q1. 指定校制度とは何ですか？

当会では、毎年、日本国内にある学校約 600 キャンパスを指定校としています。基本的に、日本国内 34 地区に分かれるロータリー地区毎に、その地域内に所在するキャンパスを指定校としています。ただし、地区の採用方針に沿う学校であることや、地区内のロータリークラブに通える距離のキャンパスである等の理由により「地区を越えた指定校」としてキャンパス所在地区以外の近隣地区が指定する場合があります（2027 学年度は 23 校）。

Q2. 現在通っている学校(キャンパス)は、指定校になっていますが、来年 4 月から通学する学校(キャンパス)は、指定校になっていません。申し込みはできますか？

奨学金開始年の 4 月に通学するキャンパスが指定校でない場合は、申し込みはできません。指定校は、キャンパス毎の指定となるため、複数の県にキャンパスがある学校は、同じ学校であっても、指定校となっているキャンパスと、指定校となっていないキャンパスがある場合があります。指定校は、当会ホームページ掲載の「指定校一覧」をご覧ください。

Q3. 複数の地区から指定校として選ばれているようですが…？

当会の指定校制度では、Q1. の通り、学校所在地区以外の近隣地区が、地区を越えて指定をする場合があります。学校によっては、同じキャンパスで複数の地区から指定を受ける場合があります。複数の地区から指定を受けている場合は、それぞれの地区内の世話クラブに通うことを想定し、お申し込みください。

Q4. 連合大学院に所属しています。所属している学校と通学している学校のどちらから申し込みをしたら良いですか？

通学し、直接指導を受けている学校からの申し込みとなります。そのため、所属している学校が、指定校に選ばれていたとしても、通学している学校が指定校に選ばれていなければ、申し込みはできません。

Q5. 奨学期間中に、母国に帰ることはできますか？

当会の奨学金は、日本に在留する留学生を対象としています。そのため、奨学生は、4 月から 3 月までの 1 年間で、出国できる日数が決められています。詳細は、添付の「確約書」をご参照ください。

Q6. 出国している学生の申し込みはできますか？

申し込みは可能ですが、出国中の学生が申し込みをしたとしても、日本国内で面接を受けることができない場合は「無資格」となります。面接の日程は地区によって異なりますが、12 月から翌年 1 月頃に実施されます。

当会の奨学金制度は、日本国内で面接をし、合格後は、日本でロータリー会員との心のふれあいを通して真の国際交流、相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を学んでいただきます。「交流」を目的としたプログラムとなるため、奨学生の義務として、地区行事、毎月の例会に出席する必要があります。ご理解の上、お申し込みください。

Q7. 合格後にすることはありますか？

合格者は、3 月 1 日までに Web 上で「奨学金受給回答」と連絡先などの登録を行う必要があります。

Q8. 合格通知を受け取ったら、正式な奨学生となりますか？

4 月に、奨学生になるためのオリエンテーションが各ロータリー地区で開催されます。このオリエンテーションで、奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名することにより、正式に奨学生となります。オリエンテーションに出席し、「確約書」を提出しなければ、奨学金は支給されません。

Q9. いつから奨学金を受け取ることができるのですか？

奨学金の支給は、オリエンテーション後、正式に奨学生になってから開始となります。ほとんどの地区は4月中に支給しますが、一部の地区では、オリエンテーション後、5月に世話クラブより、4,5月分を支給する場合があります。

Q10. 奨学金はどのようにして受け取るのですか？

世話クラブの例会に出席し、当月分の奨学金を受け取ります。多くのクラブでは、例会の席上で奨学金を支給しています。なお、初回の4月分については地区の方針により、オリエンテーション後、次のいずれかの方法で受け取ります。

- ① 4月中に世話クラブの例会に出席し受給
- ② 4月中に世話クラブから送金され受給
- ③ 5月の例会に出席し、4月分、5月分をまとめて受給

Q11. オリエンテーションの日程はいつわかりますか。欠席した場合どうなりますか？

オリエンテーションの開催約1か月前に、開催地区から案内が送付されます。送付方法は地区によって異なり、学校を通して送られる場合と、合格者に直接送られる場合があります。また、3月初旬から中旬に、当会ホームページトップページの「News & Topics」にて、全地区のオリエンテーションの日程及び開催場所を公表します。欠席は、原則として認められません。

Q12. 奨学期間中に休学をする予定です。奨学金に申し込みはできますか？

奨学生は、「出国に関する規程」および「休学・復学に関する規程」に基づき、出国および休学の日数に制限があります（詳細は確約書をご参照ください）。これらに該当する場合には、必ず事前に申請が必要です。規程に反することなく、奨学生としての義務*を果たすことができるのであれば、奨学金の申し込みは可能です。申込書には、60日以上出国や休学の予定についてご記入をお願いしています。申込書提出後に、出国や休学の予定が決まった場合は、面接時などで地区へ伝えてください。奨学生に採用された場合は、4月以降に改めて申請手続きが必要となります。なお、クラブや地区主催の行事への欠席が続いたり、安易に休学を利用するなどして、奨学生としての義務*を果たせないと判断された場合には、奨学生としてふさわしくないと見なされることがあります。当会の奨学金は、単に経済的支援を行うものではなく、クラブや地区での交流を通じて、国際理解やロータリー精神を学ぶことを主な目的としています。その点をご理解のうえ、お申し込みください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q13. 申し込み後、病気(または妊娠・出産・怪我など)をしました。どのような手続きが必要ですか？

申込者は、申し込み後に病気、妊娠、出産、怪我などの事由が生じた場合には、速やかに推薦元の学校を通じて、地区と奨学会へご連絡いただく必要があります。世話クラブおよびカウンセラー制度を行う上で、関係者で事情を把握し、受け入れ体制や危機管理上の配慮を検討する必要があります。世話クラブおよびカウンセラーは、地区の選考試験後すぐに選定され、受け入れ準備を開始します。そのため、奨学金の合格前および後であっても状況についての連絡は必要です。また、奨学生として採用された後も、同様の対応が求められます。なお、奨学生としての義務*を果たすことが困難な場合は、申し込みや合格を辞退してください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q14. 在留資格の期限が切れるため更新予定ですが、申し込みは可能ですか？

申し込みは可能です。申し込みの際は、一旦、現在の在留カードまたは特定在留カード（写し）を提出してください。後日、最新の在留カードまたは特定在留カードが発行され次第、改めてその写しをご提出ください。提出期限は、採用年の3月25日となります。

Q15. 申し込み後、応募資格に関わる変更の可能性がある場合はどうしたら良いですか？

採用年度の4月1日時点で在留資格が応募資格を満たさない場合は、速やかに地区と奨学会へご連絡ください。また、学業成績不良による留年や退学の予定、学費未納による除籍の可能性、学則違反の疑いがある場合、あるいは入学予定校に不合格となった場合についても、必ずご連絡をください。

Q16. 結婚して在留資格が変更になりますが、奨学生としての資格はどうなりますか？

当会の奨学金は、日本に留学生として在留している人が対象です。そのため、結婚した場合も在留資格が「留学」である必要があります。採用時だけでなく、その後、奨学生になった後も、在留資格が「留学」（地区奨励は、「留学」、「研修」、「文化活動」）でなければ奨学生としての資格を失います。また、「難民」及び「避難民」の場合は、難民認定を取り消されたとき、奨学生としての資格を失います。

Q17. 博士の学位を取得していたら申し込みが出来ないと聞きましたが、募集要項には書いていません。申し込みはできるのですか？

2022 学年度までは、博士の学位をすでに取得している方には、応募資格はありませんでした（すでに取得している学位と異なる名称、分野の博士の学位を目指すのであれば資格があった）。しかし、博士の学位をすでに取得している学生であっても、改めて日本の大学・大学院の学位取得を目指すのであれば、応募することが可能となりました。

Q18. 留年しました。申し込みはできますか？

過去に留年をしていても申し込み資格はあります。ただし、過去の留年に関しては、申込書類「経歴書」の 2/3 ページの記入欄に必ずご記入ください。なお、奨学生になった後、奨学期間中に留年した場合は、奨学生としての資格を失いますのでご注意ください。

Q19. ダブルディグリープログラムの学生や、長期履修制度の学生は対象となりますか？

海外と日本の大学のダブルディグリープログラムに在籍する学生は、日本に在住し、日本の大学を卒業予定である場合は対象となります。ただし、卒業前に日本を離れる予定がある場合は対象外となります。また長期履修制度を利用する学生は、就業等と両立しながら長期間にわたり履修する制度であることから、学業に専念している学生との公平性の観点から踏まえ、対象外としています。

学校担当者 Q&A

Q1. 申込画面にある「学内選考の目安」は、必ず守らなければいけないのですか？

学校担当者専用 Web サイト「奨学金申込者一覧画面」に掲載している、「学内選考の目安」は、地区が指定校に対して要望する学内選考で重視していただきたい項目です。選考のミスマッチを防ぐため、学内選考における優先項目としてください。ただし、在籍留学生の国籍割合などの関係で、やむを得ず「学内選考の目安」に沿った推薦が難しい場合は、地区にご相談ください。その他、「学内選考の目安」で不明な点がありましたら地区にご確認ください。

Q2. 学生を推薦するにあたって気を付けることはありますか？

クラブ、地区との交流を通じて、国際親善と奉仕の精神を学んでいただく奨学金であることを申込者、指導教員、学校担当者の皆様にもご理解いただくようお願いします。学業成績だけでなく、人とのコミュニケーションを大切にできる学生、異文化を理解しようとする熱意や意欲がある学生が求められています。オリエンテーションを欠席したり、「時間がとれない」等の理由で例会や行事を欠席したり、奨学金を途中で辞退する、あるいは当会の「休学」申請を安易に利用することがないよう、留学、妊娠、出産、育児、介護、病気、経済的理由などによる長期帰国等の学籍状況をあらかじめ確認のうえ、米山奨学生の義務が果たせる方をご推薦ください。また、成績不良等による留年や退学の予定がないこと、学費納入や在留資格更新状況などにより除籍などの可能性がないこと、さらに学則違反の可能性や問題行動がないことなども確認のうえ、ご推薦ください。



申込者・学校担当者用 申込資格確認リスト

2027 年 4 月時点で、以下のすべての条件を満たしていますか？

☐	日本以外の国籍を有している
☐	2027 年 4 月に在留資格「留学」である
☐	日本において学位取得を目的として大学・大学院に在籍し、卒業予定である
☐	過去に米山奨学金を受給していない
☐	研究生、研修生、短期留学生等の非正規学生でない
☐	奨学生採用年の 4 月から学校卒業までの期間が標準修業年限で 6 か月以上
☐	平日夜間および土日みの授業、または通信教育課程の学生ではない
☐	2027 年 4 月以降、長期履修学生制度の学生ではない
☐	申込書類記載の 2027 年 4 月時点の課程、学年から変更がない
☐	生年月日が、1982 年(地区奨励は、1987 年)4 月 2 日以降である
☐	募集要項 4.「(6)他の機関からの奨学金等との二重受給の禁止」に抵触しない
☐	ロータリー米山記念奨学生の義務を果たせる(「確約書」参照)

※本リストは資格確認のためのチェック用です。提出する必要はありません。

奨学生番号:

奨学生氏名:

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金支給期間	
奨学金種類・金額	

確 約 書

私は、ロータリー米山記念奨学生（以下「奨学生」）に選ばれたことを誇りに思い、ロータリー及び公益財団法人ロータリー米山記念奨学会（以下「奨学会」）の理想とする国際理解と親善と平和の理念のもとに、奨学生としての義務と責任を誠実に果たすことを約束します。ついては、以下のことを理解し、予め承諾します。

- 奨学生の義務である次のことを行います。これらの義務を怠ったときは、正当な事由がない限り、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。
 - 世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
 - 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
 - 毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
 - 卓話（スピーチ）を依頼されたときは誠実に行う。
 - ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。
- 奨学生について奨学会が定めた以下の規則を守ります。規則に違反したときは、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。なお、これらの規則の内容は 予めオリエンテーションで説明を受けたので、理解しています。
 - 「出国に関する規程」（出国が認められる期間を年間通算60日とし、やむを得ない理由があるときは、「年間通算60日を超える離日申請」を奨学会に提出した場合に限り年間通算90日まで認めるもの）
 - 「休学・復学に関する規程」（休学は、兵役等の特別の理由がある場合を除き、185日まで認めるもの）
 - 「留学に関する規程」（留学は、通算185日まで認めるもの）
- 奨学生として、以下の場合には奨学金の支給が終了することを了解します。
 - 在籍校又は奨学生採用時の在籍課程を変更したとき
 - 停学若しくは退学の処分を受け、又は除籍されたとき
 - 学業成績不良により留年したとき
 - 他の機関からの奨学金又はこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき（二重受給期間中の奨学金は奨学会へ返済する）
 - 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
 - 就職が決定し、正式に就労を開始するとき
 - 在留資格を「留学」（地区奨励奨学生については「研修」及び「文化活動」を含む。）以外に変更したとき、または在留資格を取り消されたとき。ただし、就職を目的に在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生しないときは、これに限らない。「難民」もしくは「避難民」の認定を受けた者は、認定が取り消され在留資格を失ったとき。
 - 奨学期間内に、当該課程を修了したとき又は学位を取得したとき
- 奨学期間終了後もロータリーとの絆を大切に、世話クラブやカウンセラーとの交流を継続します。また、連絡先の変更があったときは、専用サイトから報告します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中
奨学生署名（日本語でご記入ください）